

## 基本計画の構成イメージ

## 前文

- ◆ 我が国における認知症をめぐる状況、大綱に基づくこれまでの取組状況や基本法の基本理念を踏まえた基本的考え方

## I 認知症施策推進基本計画について

- ◆ 基本法の概要、基本計画の位置づけ、計画期間

## II 基本的な方向性

- ◆ 認知症施策の基本的な方向性

## III 基本計画で取り組むべき重点課題等

- ◆ 計画期間中に取り組むべき重点課題
- ◆ 主に取り組むべき施策
- ◆ 計画期間中に達成すべき重点目標
- ◆ 重点目標の達成に向けた認知症施策の効果を評価するための関連指標（KPI）

## IV 基本的施策

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等（基本法第 14 条）
2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進（基本法第 15 条）
3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等（基本法第 16 条）
4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護（基本法第 17 条）
5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等（基本法第 18 条）
6. 相談体制の整備等（基本法第 19 条）
7. 研究等の推進等（基本法第 20 条）
8. 認知症の予防等（基本法第 21 条）
9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施（基本法第 22 条）
10. 多様な主体の連携（基本法第 23 条）
11. 地方公共団体に対する支援（基本法第 24 条）
12. 国際協力（基本法第 25 条）

※ 基本法に定める 1～12 の基本的施策について、原則として、それぞれ基本計画の計画期間中に達成する目標と、そのために取り組む施策を示す。

## V 推進体制等

1. 都道府県計画・市町村計画の策定について
2. 基本計画の見直しについて
  - 認知症に関する状況の変化を勘案し、認知症施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも 5 年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、変更する。

## 基本計画に係る法律上の規定等

## (1) 基本計画の位置づけ

- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「基本法」という。）第 11 条に基づき、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るために認知症施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を政府として策定する。
- 基本計画の案を作成しようとするときは、認知症の人及び家族等により構成される認知症施策推進関係者会議の意見を聴く。
- ※ 令和 6 年秋頃を目途に策定予定。

## (2) 基本計画に定めるべき内容

- 基本計画は、基本法第 3 条に定める基本理念に沿って、基本法第 14 条から第 25 条までに定める基本的施策を中心に定める。
- 基本的施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定める。

## (3) 都道府県・市町村との関係

- 都道府県・市町村は、基本計画を基本とするとともに、地域の実情に即した都道府県計画・市町村計画（※）を策定する（努力義務）。  
（※）医療計画・社会福祉（支援）計画・老人福祉計画・介護保険事業（支援）計画等と調和が保たれたものとする。
- 都道府県計画・市町村計画の案を作成しようとするときは、認知症の人及び家族等の意見を聴く（努力義務）。